

平成28年度 第8回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年11月7日(月) 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	藤瀬 宏	会長職務代理者	江頭 利民
1 番委員	武富 政敏	2 番委員	武富 澄男
3 番委員	江頭 幸典	4 番委員	北原 靖章
5 番委員	大串 俊實	6 番委員	関川 況一郎
7 番委員	古賀 健則	8 番委員	百武 昭弘
9 番委員	淵上 正昭	10 番委員	岸川 富差子
11 番委員	澁谷 洋子		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (3件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (5件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成28年度第8回総会を開会いたします。
- はじめに、藤瀬会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 **【会長挨拶】**
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は藤瀬会長にお願いいたします。
- 会長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長 それでは、9番 淵上正昭委員、10番 岸川富差子委員にお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 会長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、3件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から3番朗読、説明】**
- 以上、受付番号1番から3番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。

議長

ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、1議案1件でございます。

【議案の朗読並びに説明】

事務局

受付番号1番は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事務局

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長

それでは、受付番号1番を江頭利民委員をお願いします。

副会長

受付番号1番、3条賃貸借新規の案件です。報告1号にありました解約後の別の農業者への貸し付けです。相続人代表の方が勤務されており、農地の一部貸して規模を縮小するということで、地区内の農業者が耕作されるということです。協力員と現地調査を行いました、管理等何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

議長

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7番委員

3筆のうち1筆だけ賃借料が違うのは耕作条件が悪いためですか。

副会長

この1筆、2,000㎡のうち700㎡を貸人がそのまま、玉ねぎの苗床として使用するため、その分、賃借料を引き下げるようにしております。

事務局 通常、分筆するか面積の確定をするところですが、一面ですので単価で調整をするということです。

7 番委員 700 m²は貸人が使われるということで、残りを借受人が耕作されるということですか。

事務局 そうです。

7 番委員 それならば賃借料で調整するより、700 m²を引いて残った面積を契約内容に掲載したほうがいいのでは。

5 番委員 この場合だと筆を分筆しないといけないと思うが。

副会長 筆を分けるとすると枝番をつけないといけないのか。

事務局 枝番をつけることはないです。

7 番委員 そしたら、2,048 m²のうち 1,348 m²と表記したほうがいいと思います。

事務局 それではそのように訂正をいたします。賃借料も 13,000 円から 20,000 円にいたします。

副会長 以前もこのような事例があったのですか。

事務局 通常、筆ごとに預けるという設定を取っていたため、ほとんどありません。今後もこのような場合がでてくると思います。

議長 他にございませんか、よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長 賛成多数ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、日程第 2、議案第 2 号の「農業経営基盤強化促進法に基づく江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 江北町長より平成28年11月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。
所有権移転の計画が1件、利用権新規の計画が2件、利用権再設定の計画が2件です。
面積は、所有権移転が714平方メートル、利用権新規が2,227平方メートル、利用権再設定が13,029平方メートルです。

【議案の朗読、説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番は事務局、受付番号2番は澁谷委員に、受付番号3番は淵上委員に、受付番号4番から5番は江頭幸典委員をお願いします。

事務局 受付番号1番は所有権移転の案件です。正徳の所有者からの申出があり、買受人との価格の話し合いをされてから窓口に来られました。この農地は隣接農地を耕作されている農業者の方へ売買されます。

11番委員 受付番号2番は新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。農地等管理されておりましたので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願います。

9番委員 受付番号3番は再設定の案件です。長年、耕作されており管理等も何ら問題ないと思います。審議の程、よろしく願います。

3番委員 受付番号4番は新規の案件です。この農地の隣接農地が借受人の耕作農地ということで、管理等されておりましたので、何ら問題ないと思います。

受付番号5番は再設定です。長年、借受人が耕作されておりまして、管理等何ら問題ないと思います。審議の程、よろしく願います。

議長

ありがとうございました。それでは、これより審議に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

10:30 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会長

(議事録署名委員) 9番委員

10番委員

(会議書記) 事務局職員

